

別冊 1

【中間案】

みえ県民力ビジョン
行動計画(仮称)

生活・文化部関係 抜粋版

目 次

施策121 交通安全対策の推進	1
施策123 消費生活の安全の確保	3
施策211 人権尊重社会の実現	5
施策212 男女共同参画社会の実現	7
施策213 多文化共生社会と国際貢献・交流の推進	11
施策214 NPOの参画による協働社会づくり	13
施策231 地域の実情に応じた多様な雇用支援	15
施策232 職業能力開発への支援	17
施策233 いきいきと働ける就労環境づくり	19
施策241 生涯学習の振興	21
施策242 文化の振興	23

施策
1 2 1

交通安全対策の推進

(主担当部局：生活・文化部)

めざす姿

安全で快適な道路交通環境が確保されているとともに、県民一人ひとりが交通安全意識を高め、交通ルールを遵守し交通マナーが向上しています。

平成 27 年度末での到達目標

安全で快適な道路交通環境が確保され、県民一人ひとりが、交通安全意識を高め、交通ルールを遵守し正しい交通マナーを実践しており、交通事故による死傷者が、現在より大幅に減少しています。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
交通事故死者数		

[目標項目の説明]

- ・交通事故発生から24時間以内の死者数（警察本部交通部調べ）

現状と課題

- ・ 県内の交通事故による死者数および負傷者数は長期的に見た場合には減少傾向にありますが、年間 15,000 人以上（1日あたり 40 人以上）の方が死傷しており、未だ厳しい情勢にあることから、交通安全対策の強化が求められています。
- ・ 少子高齢社会の進展に伴い、高齢者が当事者となる交通事故が増加傾向にあり、子どもや高齢者等の交通安全教育や啓発を充実させる必要があります。
- ・ 交通事故総数や負傷者数の減少に向けて、交通安全意識や交通マナーの向上のための教育・啓発や交通安全施設の整備、交通指導取締りなど、ソフト・ハード両面から交通安全対策を一層強力に推進することが必要です。

取組方向

- ・ 交通安全に関する知識を普及し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と交通マナーの向上のため、交通安全教育や啓発活動を推進します。
- ・ 子どもや高齢者が、安全で安心して生活できる交通環境の実現に向けた交通安全対策を推進するとともに、地域の主体的な交通安全活動を支援します。
- ・ 信号機の新設・改良、歩道や照明灯の整備、交差点改良などを計画的に推進するとともに、飲酒運転・信号無視等の悪質・危険な違反やシートベルト、チャイルドシートの正しい着用

の徹底に重点を置いた取締りや啓発を推進します。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
交通事故死傷者数		
交通安全指導者養成・資質向上講座受講者数		
交通環境の変化等により緊急に整備が必要となる信号機の整備箇所数		
シートベルトの着用率		

〔目標項目の説明〕

- ・交通事故による死者数と負傷者数の合計（警察本部交通部調べ）
- ・三重県交通安全研修センターにおける交通安全指導者養成・資質向上講座の受講者数（生活・文化部 交通安全・消費生活室調べ）
- ・道路が新設され交差点となる箇所、子どもや高齢者、障がい者等の交通弱者の利用が多い経路および交通事故多発箇所等、緊急性・必要性の高い交差点等における信号機の整備箇所数（警察本部交通部調べ）
- ・一般道路における運転者のシートベルト着用率（警察本部交通部調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
12101 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進 (主担当：生活・文化部 交通安全・消費生活室)	県民一人ひとりが交通安全意識等を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーが実践できるよう、地域の実情に応じた交通安全教育を推進します。
12102 安全で快適な交通環境の整備 (主担当：警察本部交通部)	歩行者や運転者が安全で快適に通行できるよう、信号機をはじめとした交通安全施設を整備します。
12103 交通秩序の維持 (主担当：警察本部交通部)	安全で快適な交通社会の形成に向け、指導取締り、啓発および捜査活動を推進します。

関連する施策

関連する個別計画

施策
1 2 3

消費生活の安全の確保

(主担当部局：生活・文化部)

めざす姿

事業者から安全で安心な商品やサービスが提供されるとともに、県民一人ひとりが消費生活に関する正しい知識や情報を得て、自主的かつ合理的な消費活動を行っています。

平成 27 年度末での到達目標

消費者団体、事業者団体、教育機関、市町等と連携することにより、消費者啓発等の情報提供や消費生活相談体制が充実し、県民が消費生活に関する正しい知識や情報を活用し行動につながっています。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
消費生活事業利用者数		

〔目標項目の説明〕

・消費生活に関する相談窓口や講座、研修会、情報提供事業の利用者数（生活・文化部 交通安全・消費生活室調べ）

現状と課題

- ・商品やサービス、商取引の多様化・複雑化が進み、消費者と事業者との間の情報の質や量、交渉力に格差が生じており、新たな消費者トラブルや高齢者を狙った悪質商法等への対応が求められています。
- ・消費者庁の設置、消費者安全法の施行により、国や県、市町が役割分担し、一体となって消費者行政に取り組むこととなっていますが、市町の消費生活相談窓口をさらに充実することが必要です。
- ・安全で安心できる消費生活を守るためには、消費者団体、事業者団体、市町等と連携し、幅広く啓発活動を行う必要があります。また、事業者自らの消費者の信頼を確保する取組を促進することが課題となっています。

取組方向

- ・県民一人ひとりが自主的かつ合理的な消費活動を行えるよう、消費者啓発・消費者教育の充実を図るとともに、多様な媒体による情報提供を行います。また、消費者団体、事業者団体、教育機関、市町等のネットワーク化を進め、連携・協働して啓発活動を行います。
- ・県消費生活センターは、県内の消費者行政の中核センターとして、消費者事故等に関する情

報集約や情報提供、専門的・広域的な相談対応を行うとともに、市町の消費生活相談等への支援を行います。

- ・ 悪質な商取引について、市町や警察、近隣府県、関係団体等と連携して事業者指導を行うとともに、ネットワークを活用して事業者団体の自主的な取組への働きかけを行うなど、取引の適正化を図ります。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
消費生活講座参加者数		
自主交渉につなげた消費生活相談の割合		

〔目標項目の説明〕

- ・ 県が実施する「出前講座」「青少年講座」等の参加者数（生活・文化部 交通安全・消費生活室調べ）
- ・ 消費生活相談に占める相談者が事業者と自主交渉を行うこととなった件数の割合（生活・文化部 交通安全・消費生活室調べ）

主な取組内容

施策展開するのために取り組む基本事業	目 標
12301 消費者の自立のための支援 (主担当：生活・文化部 交通安全・消費生活室)	県民一人ひとりが、自主的かつ合理的な消費活動を行うため、消費者団体、事業者団体、教育機関、市町等と連携・協働し、正しい知識、情報を得る機会を充実します。
12302 消費者被害の防止・救済 (主担当：生活・文化部 交通安全・消費生活室)	相談体制を充実し、県民が自主的に事業者との消費者トラブルを回避し、または解決することができるよう支援を行います。

関連する施策

関連する個別計画

**施策
211**

人権尊重社会の実現

(主担当部局：生活・文化部)

めざす姿

県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会になっています。

平成 27 年度末での到達目標

人権啓発・教育の推進により、県民一人ひとりの人権に対する理解と認識が深まるとともに、さまざまな主体が連携・協働し、人権が尊重されるまちづくりに主体的に取り組んでいます。

また、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が十分に発揮できることに対する満足度		

〔目標項目の説明〕

- ・ e-モニターおよび啓発イベントによるアンケートにおいて、「一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分発揮できること」に対して、「満足」「どちらかといえば満足」と回答した人の割合（生活・文化部人権室調べ）

現状と課題

- ・ 人びとの人権意識は高まりつつありますが、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。
- ・ 人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根付いて、全ての地域において人権文化が醸成されていくことが必要です。
- ・ 県民一人ひとりが、人権問題について単に知識を習得するだけでなく、自らの問題としてとらえ、解決に向けて行動していけるよう、人権意識を高揚させていく必要があります。
- ・ 人権相談の内容が多様化・複雑化してきていることから、相談機関にはさらなる専門性が求められるとともに、相談機関相互をつないでいく体制づくりが必要です。

取組方向

- ・ 「三重県人権施策基本方針」に基づき、計画的に取組を推進するとともに、さまざまな主体と連携・協働して、人権が尊重されるまちづくりを推進します。
- ・ 多様な手段や機会を活用して人権啓発活動を推進するとともに、「三重県人権教育基本方針」に基づき、各実施主体との有機的な連携・協力関係を一層強化し、人権感覚あふれる学校づくり・人権尊重の地域づくりを進めます。

- ・ 人権擁護について、さまざまな主体との連携による人権相談ネットワークの構築を進めるとともに、相談機関の相談員の資質向上に向けた支援を行います。
- ・ こうした取組を効果的に連携させ、同和問題をはじめとした女性、子ども、障がい者、高齢者、外国人等の人権に関する課題の解決に向けて取り組んでいきます。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数		
人権イベント・講座等の参加者数		
人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合		
人権に関わる相談員を対象とした研修会等の満足度		

〔目標項目の説明〕

- ・ 講師・助言者派遣等の県の支援を受け、地域が開催する「人権が尊重されるまちづくり」研修会等の参加者数（生活・文化部人権室調べ）
- ・ 人権尊重社会の実現に向けて、県が開催する各種の人権啓発イベント・講座等の参加者数の直近4年間の平均値（生活・文化部人権室調べ）
- ・ 子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムや全ての教育活動を有機的につなぐカリキュラムなど、総合的な人権教育の全体計画を作成している公立小中学校および県立学校の割合（教育委員会人権教育室調べ）
- ・ 人権に関わる相談員を対象とした研修会の受講者アンケートで、「非常に有意義」と回答した人の割合（三重県人権センター調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
21101 人権が尊重されるまちづくりの推進 (主担当：生活・文化部人権室)	地域において人権文化が醸成され、住民のあらゆる活動に人権尊重の視点を根付かせていくため、人権が尊重されるまちづくりの取組を推進します。
21102 人権啓発の推進 (主担当：生活・文化部人権室)	県民に対して、さまざまな工夫を凝らした人権啓発を実施し、人権意識の高揚を図ります。
21103 人権教育の推進 (主担当：教育委員会人権教育室)	自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を育み、人権文化を構築する主体者づくりを行います。
21104 人権擁護の推進 (主担当：生活・文化部人権室)	差別や人権侵害等を受けた人が、迅速で的確な相談支援を受けられるよう、相談機関への支援を行います。

関連する施策

関連する個別計画

**施策
212**

男女共同参画社会の実現

(主担当部局：生活・文化部)

めざす姿

男女が、性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれが多様な生き方を認められています。そして、男女が対等な立場で家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参加し、共に責任を担っています。

平成 27 年度末での到達目標

「第2次三重県男女共同参画基本計画」に基づく取組が行われ、男女共同参画意識の県民への普及が進み、行政や企業、各種団体等において男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展しています。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合		

〔目標項目の説明〕

- ・ e-モニターによるアンケートにおいて、「社会全体において男女が平等になっていると思いますか」という設問に対して、「男女が平等になっていると思う」と回答した人の割合（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）

現状と課題

- ・ 労働力人口^①が減少する中で社会が成長し豊かさを維持していくためには、男女が性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮できる社会を築いていくことが、極めて重要です。
- ・ 政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んできましたが、参画状況は未だ不十分です。また、固定的な性別役割分担意識が未だ根強く残っているなどの状況にあることから、男女共同参画意識の一層の普及・啓発が必要です。
- ・ 地域や働く場における男女共同参画の進捗は十分ではなく、市町等と連携して一層の働きかけや支援を行っていく必要があります。
- ・ ドメスティック・バイオレンス（DV）^②の相談件数が増加傾向にあることなどから、DV防止のための啓発や被害者支援の一層の推進が求められています。

取組方向

- ・ 政策・方針決定の場への女性の参画を一層進めるとともに、関係機関と連携しながら女性の社会参画に対する支援を進めます。

- ・ 三重県男女共同参画センター等を通じて、男女共同参画意識の一層の普及・啓発を進めます。
- ・ 企業等の男女間の格差是正や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現などに向けた取組を促進するとともに、地域活動における男女共同参画が進むよう、市町等と連携して地域での取組への働きかけや支援を行います。
- ・ DVによる被害の防止対策については、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止のための啓発や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を進めます。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現状値	目標値
男女共同参画を推進するための基本計画等を策定している市町の割合		
男女共同参画センターの講座等への参加者のうち満足した人の割合		
男女格差の是正に取り組んでいる企業等の割合		
DV対策を推進するための基本計画を策定している市町の数		

〔目標項目の説明〕

- ・ 男女共同参画を推進するための条例または基本計画等を策定している市町の割合（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）
- ・ 三重県男女共同参画センターの講座、フォーラム等への参加者のうち満足度（4段階評価）が「4」であった人の割合（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）
- ・ 雇用慣行や性別役割分担などが原因で男女労働者間に事実上生じている格差の是正を目的として行う措置に取り組んでいる企業等の割合（生活・文化部 勤労・雇用支援室「三重県内事業所賃金等実態調査」）
- ・ 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護の施策の実施に関する基本計画を策定している市町の数（健康福祉部 子ども局子ども家庭室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
21201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 (主担当：生活・文化部 男女共同参画・NPO室)	男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し責任を担う社会づくりが進むことをめざします。
21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 (主担当：生活・文化部 男女共同参画・NPO室)	男女共同参画意識が県民に一層浸透し、男女共同参画の阻害要因となっている制度、慣行等の改善が進むことをめざします。
21203 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進 (主担当：生活・文化部 男女共同参画・NPO室)	働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を促進するとともに、男女が共に積極的に地域活動に参画し協力しながら家庭生活を営む社会づくりが進むことをめざします。
21204 性別に基づく暴力等への取組 (主担当：健康福祉部子ども局子ども家庭室)	DVをはじめとするあらゆる暴力を許さないという意識の浸透を図るとともに、相談や被害者の保護・支援体制の充実を図ります。

関連する施策

関連する個別計画

- 注) 1 労働力人口：15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者（就業はしていないが、求職活動をしており、仕事があればすぐ就くことができる者）を合わせた人口をいう。
- 注) 2 ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者や恋人など親密な関係にあるまたはあった者からの身体に対する暴力等をいう。

**施策
213**

多文化共生社会と国際貢献・交流の推進

(主担当部局：生活・文化部)

めざす姿

地域の国際化が進み、国際交流や協力・貢献をとおして、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の構成員として安心して快適に暮らしています。

平成 27 年度末での到達目標

外国人住民が抱える教育、就労などの生活課題の解決に向けて、市町、NPO、経済団体等のさまざまな主体が一体となって取り組むことにより多文化共生社会づくりが進んでいます。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
多文化共生、国際貢献・交流に取り組む団体数		

〔目標項目の説明〕

・多文化共生事業に県と協働で取り組む団体・企業等の数と国際交流団体の数の合計（生活・文化部国際室調べ）

現状と課題

- ・三重県の外国人登録者数は、46,817人（平成22年末）と県人口の約2.5%を占め、外国人比率は全国第3位となっています。こうした状況のもと、言葉の壁や文化の違いなどから地域でのコミュニケーションが十分に図られず、外国人住民の地域活動への参画が進んでいません。
- ・近年の経済環境の悪化に伴い、不安定な雇用形態にある外国人労働者の解雇、雇い止めが増加しました。外国人住民は定住化傾向にあることから、職を失うことにより教育、住居、医療等さまざまな生活面での問題が顕在化しています。
- ・経済環境の悪化等の影響から、海外派遣等の国際交流活動は一時減少傾向にあり、外国人住民との交流機会の拡大等によって国際交流を進めることも求められています。

取組方向

- ・外国人住民が地域社会へ参画しやすい環境づくりを進めるため、多言語での情報提供、日本語指導ボランティアの育成や活用、やさしい日本語の普及、多文化共生の啓発などに取り組みます。
- ・外国人住民の抱える日常生活におけるさまざまな課題の解決のため、これまで構築した市町、

NPO、経済団体等のさまざまな主体とのネットワークと協働・連携し、相談窓口の設置、医療・防災ボランティアの育成、外国人児童生徒教育の充実などに取り組みます。

- ・ 姉妹・友好提携先との交流事業をはじめ、地域の外国人住民との交流、学校間交流など、地域における草の根交流を活発化させ、県民主体の多様な国際交流活動への支援や地域の国際交流活動を支える人材の育成を進めます。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
日本語指導ボランティア数		
外国への派遣および外国からの受入人数		

〔目標項目の説明〕

- ・ 県内の日本語教室で外国人に日本語を教えるボランティア数（生活・文化部国際室調べ）
- ・ 県・市町、財団法人三重県国際交流財団および市町国際交流協会が、国際交流を目的に外国へ派遣した人数および受け入れた人数の合計（生活・文化部国際室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
21301 多文化共生社会づくりの推進 (主担当：生活・文化部国際室)	日本語指導ボランティア等を育成し、外国人住民のコミュニケーション能力の向上を図り、地域社会への参画を進めます。
21302 県民主体の多様な国際貢献・交流活動への支援 (主担当：生活・文化部国際室)	地域で活動する人材の育成を進め、国際貢献・交流活動の活性化を図ります。

関連する施策

関連する個別計画

施策 214

NPOの参画による協働社会づくり

(主担当部局：生活・文化部)

めざす姿

NPOが、活動体制を強化し、行政や企業などと力を合わせながら、自立した活動を展開しています。

県民一人ひとりが、自らを社会づくりの担い手であると認識し、NPOに対する理解を深めて、さまざまな手段によりNPO活動に参画しています。

平成27年度末での到達目標

NPOが自立した活動を展開できる基盤を確立するとともに、NPOと行政、企業等が長期的な視点でめざすべき社会像を共有し、互いに力を合わせて社会づくりに取り組むプロセスと体制の整備を進めています。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現状値	目標値
NPOやボランティア活動などに参加している住民の割合		

〔目標項目の説明〕

- ・ e-モニターによるアンケートにおいて、NPOやボランティア、地域の活動などへの参加状況について、「参加している」と答えた人の割合（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）

現状と課題

- ・ NPO法人数は増加しているものの、NPOの活動を支える社会の仕組みが整備されておらず、収入規模が500万円以下の法人が半数以上を占めるなど、NPO法人の活動基盤の脆弱さが課題となっています。
- ・ NPOがさまざまな分野で社会づくりに取り組んでいるという認識は広がっているものの、NPOの活動内容などの情報が浸透しておらず、県民や企業等のNPO活動に対する理解が十分に進んでいません。
- ・ NPOと行政、企業などのさまざまな主体が、互いの強みを生かし、協働で社会づくりを進めていく必要性の認識は広がっていますが、協働を進めていくことを支える仕組みや基盤が十分ではなく、実践が進んでいません。

取組方向

- ・ 県民や企業等のNPOの活動に対する理解を深め、NPOに対して資金・人材・情報等の資

源が循環するための仕組みの整備を進めます。

- ・ NPOと行政、企業等が、協働でめざす社会像を共有し、互いに力を合わせて社会づくりを進めていくプロセスと体制の整備を進めます。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
NPO法人に対する寄付金総額		
財政規模 500 万円以上のNPO法人数		
NPOと県の連携・協働事業数		

〔目標項目の説明〕

- ・ 県が認証したNPO法人に対する年間寄付金総額（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）
- ・ 県が認証したNPO法人のうち、財政規模が 500 万円を超える法人の数（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）
- ・ NPOと県が連携・協働して取り組んだ事業数（生活・文化部 男女共同参画・NPO室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
21401 県民の社会参画活動への支援 (主担当：生活・文化部 男女共同参画・NPO室)	県民が社会参画に対する意識を高め、NPOに対する理解を深めて、さまざまな手段で参画できる仕組みを整備します。
21402 NPOが活発に活動できる環境の充実 (主担当：生活・文化部 男女共同参画・NPO室)	NPOが活動体制を強化して、より活発に活動を展開できる環境整備を図ります。
21403 NPOとさまざまな主体との協働の推進 (主担当：生活・文化部 男女共同参画・NPO室)	NPOとさまざまな主体が、力を合わせて社会づくりを進めることの必要性を共有し、さまざまな分野で取組を推進する仕組みを整備します。

関連する施策

関連する個別計画

**施策
231**

地域の実情に応じた多様な雇用支援

(主担当部局：生活・文化部)

めざす姿

地域の実情に応じた雇用支援策が展開され、働く意欲のある人が、性別や年齢、障がいの有無等に関わりなく働いています。

平成 27 年度末での到達目標

若年者の安定した就労が進むとともに、若年無業者について、地域で包括的に支援する仕組みが整備されています。また、障がい者雇用に対する企業での取組が進み、高齢者に対しては多様な就労機会が提供されているなど、働く意欲のある人の就労が進んでいます。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
県が実施する雇用対策事業により就職した人数		

〔目標項目の説明〕

- ・ 県が実施する（共催を含む）雇用対策事業により支援した人のうち支援終了後3か月以内に就職した人数（生活・文化部 勤労・雇用支援室調べ）

現状と課題

- ・ 雇用の不安定化、低所得化が進む中で、若年者に対する雇用支援の必要性はますます高まっています。また、若年無業者の職業的自立が課題となっており、地域で包括的に支援する仕組みが求められています。
- ・ 県内での民間企業における障がい者実雇用率は、法定雇用率を大きく下回っており、一層の雇用促進の取組が求められています。
- ・ 少子高齢社会の進展に伴い生産年齢人口の減少が見込まれており、高齢者が今まで培ってきた経験や能力を発揮できる多様な就労機会の提供が求められています。
- ・ 雇用情勢は地域によって違いがあることから、地域の実情に応じた雇用支援策が求められています。

取組方向

- ・ 若年者の雇用対策では、「おしごと広場みえ」を拠点に、ワンストップで職業相談等を実施するとともに、勤労観・職業観の醸成等に取り組みます。また、若年無業者に対しては、本人や家族が相談しやすい環境づくりを進め、職業的自立に向けた支援に取り組みます。

- ・ 障がい者の就労を支援している関係機関と連携会議を開催するとともに、事業主への働きかけや職業訓練機会の提供等により障がい者雇用の促進に努めます。
- ・ 就職面接会などを実施して高齢者の多様な就労を進めるなど、働く意欲のある人に対する就労機会の拡大に努めます。
- ・ 国等の関係機関をはじめ市町、経済団体、労働団体、NPOなど地域のさまざまな主体と連携・協働して、地域の実情に応じたきめ細やかな雇用支援に取り組み、就労機会の確保を図ります。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
県が実施する若年者の雇用対策事業により支援した若年者数		
民間企業における障がい者の実雇用率		
雇用支援に取り組んでいる市町の数		

〔目標項目の説明〕

- ・ 「おしごと広場みえ」における職業紹介・職業相談やカウンセリング、就職支援セミナー、インターンシップ等により支援した若年者数（生活・文化部 勤労・雇用支援室調べ）
- ・ 常用労働者数 56 人以上の民間企業において常時雇用する労働者のうち、身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の割合（三重労働局調べ）
- ・ 県内で雇用支援（雇用創出基金事業を除く）に取り組んでいる市町の数（生活・文化部 勤労・雇用支援室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
23101 若年者の雇用支援 (主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室)	若年者に対して、さまざまな就労支援を行うことで、若年者の安定した就労を進めます。
23102 障がい者、高齢者等の雇用支援 (主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室)	企業における障がい者雇用を促進するとともに、高齢者に対する多様な就労機会の提供をめざします。
23103 雇用施策の地域展開 (主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室)	地域のさまざまな主体と連携・協働して、地域の実情に応じた雇用支援に取り組み、就労機会の確保を図ります。

関連する施策

関連する個別計画

**施策
232**

職業能力開発への支援

(主担当部局：生活・文化部)

めざす姿

仕事を求めている人や働いている人が、就職や技能向上などそれぞれのニーズに応じた多様な職業能力開発に取り組み、身につけた能力を発揮しています。

平成 27 年度末での到達目標

雇用のセーフティネットとしての職業訓練等が充実することで、離職を余儀なくされた場合や就職できなかった場合に再チャレンジできる環境整備が進んでいるとともに、企業や勤労者が技能向上のため積極的に職業能力開発に取り組んでいます。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
県が実施または支援する職業訓練への参加者数		

[目標項目の説明]

- ・ 県が実施している各種の職業訓練や県が支援をしている民間企業等が設置する職業能力開発校における職業訓練への参加者数（生活・文化部 勤労・雇用支援室調べ）

現状と課題

- ・ 平成 20 (2008) 年の金融危機や平成 23 (2011) 年の東日本大震災の発生により、県内の雇用・経済情勢は依然として厳しい状況となっています。このため、求職者を対象とした雇用のセーフティネットとしての職業訓練等を一層充実させることが求められています。
- ・ 経済のグローバル化により、本県の産業も世界的な価格・品質競争に巻き込まれており、今後も競争の激化が見込まれています。また、国内では少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少しています。これらの状況から、個々の労働者の技能の向上と産業を担う人材の育成が求められています。

取組方向

- ・ 雇用のセーフティネットとして、離職を余儀なくされた方や就労を希望する障がい者などの求職者を対象に、国等の関係機関と連携し就職に結びつく多様な職業訓練等を実施します。
- ・ 子どもの頃からものづくりへの関心を深めるとともに、高等学校卒業者等への職業訓練により地域産業の新たな担い手となる人材を育成します。
- ・ 民間の職業能力開発校への支援や技能検定の実施等により企業や勤労者が行う技能向上を支

援するとともに、熟練技能者の表彰を行うこと等により、産業の基盤である技能を尊重する機運を醸成します。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
県が実施する離職者等を対象とした職業訓練の定員充足率		
技能検定合格者数		

〔目標項目の説明〕

- ・県が実施する職業訓練のうち離職者や未就職者を対象とした訓練の定員に対する受講（入校）者の割合（生活・文化 部 勤労・雇用支援室調べ）
- ・県が実施する技能検定の合格者数（生活・文化部 勤労・雇用支援室調べ）

主な取組内容

施策展開するのために取り組む基本事業	目 標
23201 多様な職業訓練の実施 （主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室）	雇用のセーフティネットとしての職業訓練等を充実します。
23202 産業人材の育成と技能尊重社会の形成 （主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室）	県立津高等技術学校において本県産業の担い手となる人材を育成します。また、企業や勤労者が行う職業能力開発を支援するとともに産業の基盤である技能を尊重する機運を醸成します。

関連する施策

関連する個別計画

施策 233

いきいきと働ける就労環境づくり

(主担当部局：生活・文化部)

めざす姿

働いている人が、性別や年齢等に関わりなく、職場でいきいきと働き続けられるとともに、家庭生活や社会貢献活動、地域づくり活動なども充実し、仕事と生活を調和させています。

平成 27 年度末での到達目標

企業等でいきいきと働き続けられるための就労環境の改善が進むとともに、勤労者と経営者双方が協力し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）推進のための自主的な取組が強化されています。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合		

〔目標項目の説明〕

- ・調査対象事業所（従業者規模 10 人以上 300 人未満の県内事業所から抽出）のうち、「何らかの形でワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」と回答した事業所の割合（生活・文化部 勤労・雇用支援室「三重県内事業所賃金等実態調査」）

現状と課題

- ・ 県民一人ひとりの自己実現のためには、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要ですが、平成 20（2008）年の金融危機や平成 23（2011）年の東日本大震災の発生による厳しい雇用・経済情勢の影響からその進展が停滞しており、今後、より一層の促進を図ることが求められています。
- ・ 少子高齢社会の進展により、今後ますます生産年齢人口が減少することから、我が国の経済が活力を維持するためには、若者・女性・高齢者などの一層の就労が必要とされています。このため、性別や年齢等に関わりなく、いきいきと働き続けられる職場環境づくりの促進が求められています。
- ・ 厳しい雇用・経済情勢の影響は、賃金・労働条件を含めた勤労者生活にも及んでいます。このため、勤労者福祉の充実、とりわけセーフティネット機能の充実が求められています。

取組方向

- ・ 企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の取組の普及・啓発を図るとともに、社会貢献

活動や地域づくり活動への参加など、勤労者の地域や家庭等でのワーク・ライフ・バランス推進を支援します。

- ・ 男女がともにいきいきと働き続けられるよう、企業等での職場環境の整備に向けた機運を醸成します。
- ・ 働くうえでのルールについての啓発や企業の現場を知る機会の提供等を行うことにより、若年者の就職支援および早期離職の未然防止を図ります。
- ・ 労働に関する各種の相談への対応等により、不安を抱えている勤労者等へのセーフティネットとしての支援を行います。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現状値	目標値
ワーク・ライフ・バランスをテーマにしたセミナー等の参加者数		
「男女がいきいきと働いている企業」の認証件数（累計）		
「働くルール」出前講座受講者数		

【目標項目の説明】

- ・ 労使等を対象としたワーク・ライフ・バランスをテーマにしたセミナー等の参加者数（生活・文化部 勤労・雇用支援室調べ）
- ・ 「男女がいきいきと働いている企業」認証制度において認証した企業等の数（生活・文化部 勤労・雇用支援室調べ）
- ・ 「働くルールブック」を活用した高校等での出前講座の受講者数（生活・文化部 勤労・雇用支援室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
23301 ワーク・ライフ・バランスの推進 （主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室）	企業等における環境整備の促進および勤労者の地域や家庭等でのワーク・ライフ・バランスの推進をめざします。
23302 男女がともに働きやすい職場づくり （主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室）	男女がともにいきいきと働き続けられるよう、企業等での職場環境整備に向けた機運を高めます。
23303 勤労者福祉の推進 （主担当：生活・文化部 勤労・雇用支援室）	勤労者の福祉の充実、とりわけセーフティネット機能の向上を図ります。

関連する施策

関連する個別計画

施策 241

生涯学習の振興

(主担当部局：生活・文化部)

めざす姿

県民の多様な学習ニーズに応えることができる学びの場や機会が充実し、県民の皆さんが楽しく学びながら、自らの知識や経験を生かして積極的に活動しています。

平成27年度末での到達目標

県民の皆さんが自らの能力を高めるために、それぞれの興味や必要に応じて、だれでも、いつでも、どこでも、楽しく学び続けることができる場や機会が充実しています。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現状値	目標値
生涯学習情報システムへのアクセス件数		

〔目標項目の説明〕

・さまざまな主体が提供する学習機会や、さまざまな分野の講師情報などを蓄積し、発信している三重県生涯学習情報提供システムへのアクセス数（生活・文化部文化振興室調べ）

現状と課題

- ・ 県民の学習ニーズは多様化・高度化しており、それぞれのライフステージにおける学習ニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた学習機会を提供することが求められています。
- ・ 県民一人ひとりのライフスタイルに対応した学習環境を整備するとともに、県内全域で学習できる場や仕組みづくりが必要です。
- ・ 学んだ成果が個人にとどまることなく、人づくりや地域づくりにつながるよう、その成果を生かすことができる環境づくりが求められています。
- ・ 地域課題の多様化・複雑化等に対するため、さまざまな主体との連携が求められています。県および市町教育委員会の社会教育関係者が一堂に会し、互いの取組や活動状況等に関して意見交換や情報共有を行うことが必要です。

取組方向

- ・ 県立の図書館、美術館、斎宮歴史博物館、生涯学習センター等の「文化と知的探求の拠点」が、それぞれの機能を充実し連携を強化することで、魅力ある学習の機会や情報を提供します。特に新県立博物館の整備により三重の自然と歴史・文化について、共に学び、考えることができる場づくりを進めます。

- ・ 市町や学校等さまざまな主体との連携・協働により、アウトリーチや参加体験型学習など、さまざまな学習機会を提供するとともに、公民館や市町立図書館などの身近な学習環境を充実させます。
- ・ 学習成果を地域で生かそうとする県民と行政が協働し、新たな成果の活用場や機会を創出する取組を促進します。
- ・ 地域情報の共有や人材育成等を目的とした社会教育関係者の交流の場を設けます。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現状値	目標値
県立生涯学習施設の利用者数		
社会教育指導者の育成講座への参加者数		

〔目標項目の説明〕

- ・ 県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館、熊野少年自然の家、鈴鹿青少年センター、生涯学習センターの利用者数（生活・文化部文化振興室調べ）
- ・ 地域の教育力を高める役割を担う社会教育主事や社会教育委員等の指導者を対象として実施する人材育成講座の参加者数（教育委員会社会教育・文化財保護室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
24101 学びあう場の充実 （主担当：生活・文化部文化振興室）	だれでも、いつでも、どこでも、楽しく学び続けることができ、その成果を生かすことができる環境づくりを進めます。
24102 地域と連携した社会教育の推進 （主担当：教育委員会社会教育・文化財保護室）	社会教育関係者をつなぐネットワークが充実し、社会教育を学ぶ住民がその成果を地域で生かすことができる環境づくりを進めます。

関連する施策

関連する個別計画

**施策
242**

文化の振興

(主担当部局：生活・文化部)

めざす姿

県民の皆さんが多様な文化にふれ親しむことができ、文化活動へ参加し、幅広く交流を行っているとともに、歴史的・文化的資産等を地域の誇りとして、大切に守り伝え、活用しています。

平成 27 年度末での到達目標

多様で魅力のある文化にふれる場や機会が充実し、県民の皆さんが、積極的に文化活動に参加するとともに、地域の歴史的・文化的資産等の価値や魅力に気づき、大切に守り伝えながら、人づくりや地域づくりに生かす取組を行っています。

県民指標（施策の数値目標その1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
文化芸術情報アクセス件数		

〔目標項目の説明〕

・文化振興室が管理運営するインターネットのホームページ「三重の文化」への月平均アクセス数（生活・文化部文化振興室調べ）

現状と課題

- ・ 県民一人ひとりが自ら文化芸術にふれ、学び、成果を高め合う機会や、お互いに交流し、活動の裾野を広げる機会を充実させる必要があります。
- ・ 県民主体の文化活動を促進するとともに、文化情報の収集・保存と共有を進め、併せて効果的な情報発信を行う必要があります。
- ・ 地域の中で発展してきた個性豊かな文化や守り伝えられてきた文化財が、地域に対する愛着心や誇りを育み、地域の絆を強めるなど、人づくりや地域づくりに果たす役割が期待されています。

取組方向

- ・ 文化の担い手としての県民の創造的な活動を支援し、顕彰制度の運用や質の高い文化芸術の発表の場づくりなど、主体的な文化活動を促す環境づくりを進めます。
- ・ 三重県総合文化センター周辺の各施設が、集積による利点を最大限に生かして連携・協働し、アウトリーチ活動の充実や集客機能、情報発信機能の強化に努め、文化交流ゾーン^(注)として、より創造的・魅力的な文化にふれる機会を提供します。
- ・ 県民の皆さんが地域の文化財の価値に気づき、大切に守り伝え、積極的に活用できる環境づ

くりを進めるとともに、歴史的・文化的資産等を生かした人づくりや地域づくりの取組を支援します。

県の活動指標（施策の数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
三重県総合文化センター利用者数		
文化財情報アクセス件数		

〔目標項目の説明〕

- ・三重県文化会館、三重県生涯学習センター、三重県男女共同参画センターの利用者数（生活・文化部文化振興室調べ）
- ・県が管理運営するインターネットの文化財に関するホームページへの月平均アクセス数（教育委員会社会教育・文化財保護室調べ）

主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
24201 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実 (主担当：生活・文化部文化振興室)	県民一人ひとりが多様な文化にふれ親しみ、創造し、文化活動に参加することができる環境づくりを進めます。
24202 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用 (主担当：教育委員会社会教育・文化財保護室)	県民の皆さんが地域の歴史的資産等の魅力を知り、地域の誇りとして大切に守り伝え、人づくりや地域づくりに生かすことができる環境づくりを進めます。

関連する施策

関連する個別計画

注) 1 文化交流ゾーン：新県立博物館の整備を契機として、新たに魅力あふれる「県民の学び・体験・交流の場」となるよう発展をめざす県立美術館を含めた県総合文化センター周辺地域のこと。